

○神戸親和大学研究費委員会要項

平成12年11月15日

制定

最新改正 令和3年9月24日

(設置)

第1条 本学に神戸親和大学予算委員会規程（平成11年1月28日制定）第4条第2項の規定に基づき、研究費委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 神戸親和大学研究費助成に関する取扱規程（平成9年7月25日制定）第2条に定める研究費の配分
- (2) 受託・共同研究の受入れに関する事項
- (3) 公的研究の管理運営に関する事項
- (4) その他研究費に関する事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 学科長
 - (4) 大学事務局長
 - (5) 大学事務局庶務担当課長
 - (6) 大学事務局会計担当課長
- 2 委員の任期は、それぞれの役職の任期中とする。
- 3 欠員が生じた場合、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会が認めた場合は、委員以外の者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長がこれに当たる。

(運営)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(事務)

第6条 委員会の事務は、大学事務局会計担当において行う。

附 則

この要項は、平成12年11月15日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年10月8日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年2月2日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月8日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年9月24日から施行する。